



帶人事第342号  
令和7年11月26日

帯広市監査委員 廣瀬 智様  
同 小田切 章裕様  
同 大竹口 武光様

帯広市長 米沢則寿  
(総務部組織人事室人事課担当)

監査の結果に対する措置の通知について

令和7年7月28日付帯監査第59号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。



上期定期監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。</p> <p>しかしながら、監査の結果として記載したとおり、支出事務について、支払いの時期に関し、協定書の規定に沿わないまま処理が進められた事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。</p> <p>また、奨励金の執行においては、支給決定の時期から、その通知書を送付するまでに1か月以上の期間が経過していた事例が見受けられたことから、事務の更なる効率化や迅速化を図るため、執行方法の見直しについて検討することを求めます。</p> <p>これまで指摘した契約事務についても、依然として改善が図られていない事例があったことから、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行にあたるよう徹底した指導を求めます。</p> <p>今後におかれましては、今回の監査結果を全庁的な課題と捉えられ、これまでの合規性の観点だけにとどまらず、効率性や有効性にも配慮された事務執行に努められることを期待します。</p>	<p>指摘のあった事項を中心に対策を講じていくほか、過年度の指摘内容や措置状況について組織内での共有を進め、再発防止に努めます。</p> <p>また、事務の基本となる法令等の習熟を図りつつ、効率性も意識しながら、事務の適正執行に努めてまいります。</p>